

吸収分割に係る事後備置書類  
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書類)

2026 年 4 月 1 日  
三菱重工業株式会社  
エムウインド株式会社

2026年4月1日

東京都千代田区丸の内三丁目2番3号  
三菱重工業株式会社  
取締役社長 伊藤 栄作

東京都港区芝五丁目33番11号  
エムウインド株式会社  
代表取締役 有田 朗

三菱重工業株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2026年2月10日付でエムウインド株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施しました。本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日  
2026年4月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過  
分割会社において、本吸収分割は会社法第784条第2項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過  
分割会社において、本吸収分割は会社法第784条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第785条第1項第2号の規定により、分割会社の株主には株式買取請求権が認められておらず、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）による手続の経過  
分割会社は会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条に定める新株予約権者に対する通知または公告は行っておりません。
  - (4) 会社法第789条の規定（債権者の異議）による手続の経過  
分割会社は会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年2月12日付で官報公告及び電子公告を行いました。本吸収分割について異議を述べた債権者はいませんでした。
3. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第796条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過  
承継会社において、本吸収分割は会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過  
本吸収分割は会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条第 1 項但書の規定により、承継会社の株主には株式買取請求権が認められておらず、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）による手続の経過  
承継会社は会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 2 月 12 日付で官報に公告し、同日付で知れている債権者への各別の催告を行いました。なお、本吸収分割について異議を述べた債権者はいませんでした。なお、承継会社は本吸収分割により事業の承継を受けるために新たに設立された会社であり債権者が存在しないため、知れている債権者に向けた各別の催告はする必要がありませんでした。
4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項  
承継会社は、本吸収分割により、効力発生日である 2026 年 4 月 1 日付で、本吸収分割契約書の定めに従い、分割会社が営む国内の陸上風力発電設備に係る事業（エンジニアリング及びアフターサービス事業を含む。但し、MH I ベスタスジャパン株式会社が営む風力発電設備の販売代理店業及び販売促進事業をはじめとする一部の継続事業は除く。）等に関する権利義務を承継いたしました。本吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産は 400 百万円、負債は 100 百万円（いずれも暫定値）です。
5. 本吸収分割の登記をした日  
本吸収分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。
6. その他本吸収分割に関する重要な事項  
該当事項はありません。

以上